

名古屋市告示第175号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館
館長 徳川 義崇
名古屋市東区徳川町1017番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）第 3条に規定する観覧料（徳川美術館（公益財団法人徳川黎明会が設置及び運営するものをいう。）の展示会場と併せて名古屋市蓬左文庫の展示会場に入場する場合に係るものに限る。）
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8年 2月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 2月 1日

名古屋市教育委員会事務局蓬左文庫